# 金沢市建設工事総合評価方式における若手技術者育成方式試行要領

（平成31年３月28日決裁）
（令和３年３月22日決裁）

（趣旨）

第１条　この要領は、金沢市建設工事に係る制約付き一般競争入札実施要綱（以下「入札実施要綱」という。）、金沢市建設工事に係る総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）、及び金沢市建設工事に係る総合評価方式試行運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき試行・運用する工事のうち、経験豊富な技術者から若手技術者への技術伝承を図ることを目的として行う、総合評価方式（以下「若手技術者育成方式」という。）を実施する場合の事務処理に必要な事項を定める。

２　本要領に定めのない事項は、入札実施要綱、試行要領及び運用基準に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）若手技術者

入札公告日において、４０歳未満の配置予定技術者で、指導技術者による指導を必要とする者をいう。

（２）指導技術者

若手技術者の技術指導を行う者をいう。

（対象工事）

第３条　対象工事は、次に定める事項をすべて満たす工事とする。

（１）簡易型Ⅰまたは簡易型Ⅱの工事

（２）単体工事で主たる営業所の所在地が金沢市内にある者が入札参加する工事

（入札公告）

第４条　若手技術者育成方式による入札を実施しようとするときは、入札公告に次の事項を加えるものとする。

（１）若手技術者育成方式の対象工事であること

（指導技術者の配置条件）

第５条　配置予定技術者として若手技術者を配置する場合は、指導技術者を配置することができる。

（若手技術者の取扱い）

第６条　申請した若手技術者がやむを得ない理由で配置できない場合、又は工期途中に交代する場合は、資格要件及び総合評価の加算点が指導技術者と同等以上の者を配置すること。

２　若手技術者は、当該工事以外の工事の役職を兼ねることはできない。

（指導技術者の取扱い及び職務）

第７条　指導技術者の取扱い及び職務は下記のとおりとする。

（１）指導技術者は、当該建設業者との間に３ヶ月以上の雇用関係があること。

（２）指導技術者の資格要件は、建設業法（以下「法」という。）第15条第２号イに該当する資格を有する者とする。

（３）指導技術者は、当該工事の総合評価方式に係る技術資料作成要領に記載されている配置予定技術者の同種工事の実績を有すること。

（４）同一の若手技術者育成方式の入札においては、指導技術者の申請は１名に限る。

（５）指導技術者は、建設工事の適正な履行を確保するために、必要な技術指導を若手技術者に行わなければならない。

（６）指導技術者は、施工計画書作成時、段階確認、技術提案の履行確認、中間検査及び完成検査前には必ず技術指導を行うものとする。

（７）受注者は、技術指導を行った場合は、指導内容報告書（別紙様式第１号）により、監督員あて報告しなければならない。

（８）指導技術者は、当該工事以外の工事が主任技術者の専任を要しない工事の場合、その工事の主任技術者を兼ねることができる。

（９）指導技術者は、当該工事以外の工事が主任技術者の専任を要する工事の場合、その工事の主任技術者を兼ねることはできない。ただし、その工事が石川県からの通知（「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領の制定について」（平成２８年６月３日付け監第４１１号））に定めた要領で石川県あるいは石川県土木部等を金沢市と読み替えた場合に、この要領に該当し、主任技術者の兼務が認められた工事の場合は、その工事の主任技術者を兼ねることができる。

(10) 指導技術者は、当該工事の現場代理人を兼ねることができる。

(11) 指導技術者は、当該工事以外の工事の現場代理人を兼ねることはできない。ただし、その工事が石川県からの通知（「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領の制定について」（平成２８年６月３日付け監第４１１号））に定めた要領で石川県あるいは石川県土木部等を金沢市と読み替えた場合に、この要領に該当し、現場代理人の兼務が認められた工事の場合は、その工事の現場代理人を兼ねることができる。

(12) 指導技術者は、当該工事以外の工事の指導技術者を兼ねることができる。ただし、工事現場の相互の移動時間が概ね３０分以内かつ金沢市内の工事に限る。

(13) 指導技術者が、他の工事の主任技術者、現場代理人、指導技術者と兼ねることができる工事数は合わせて３件までとする。

(14) 指導技術者は、法第７条第１号に規定する経営業務の管理責任者を兼ねることができない。

(15) 指導技術者は、法第７条第２号に規定する営業所の専任技術者を兼ねることができない。

(16) 指導技術者の工期途中における交代の承諾は、交代後における指導技術者が変更前における指導技術者と資格要件及び総合評価の加算点が同等で、やむを得ないと認められる場合にのみできるものとする。

２　受注者は指導技術者を選任したときは、指導技術者選任届（別紙様式第２号）により、発注者に通知しなければならない。

（総合評価方式における取扱い）

第８条　若手技術者を主任（監理）技術者として配置し、かつ指導技術者を配置する場合は、運用基準第７条（３）の「同種工事の施工実績」は、指導技術者で評価するものとする。ただし、指導技術者での評価は主たる営業所の所在地が金沢市内にある者のみとする。

２　配置予定技術者が若手技術者で指導技術者を配置する場合は、運用基準第６条第２項の規定にかかわらず、配置予定技術者の申請は１名のみとする。

附　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要領の施行の際現に存するこの要領による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第１号

# 指　導　内　容　報　告　書

年　　月　　日

監督員　　様

指導技術者

下記建設工事について、当該建設工事の適正な履行を確保するために、必要な技術指導を下記のとおり行いましたので報告します。

記

１．工事名

２．工事場所

３．指導日時

４．指導内容（必要に応じて指導に用いた資料、指導状況の写真等を添付すること）

様式第２号

# 指導技術者選任届

１　工　　事　　名

２　工 事 場 所

３　契 約 金 額　　￥

４　契 約 年 月 日　　年　　月　　日

５　工　　期　　着手　　年　　月　　日

　　完成　　年　　月　　日

６　指 導 技 術 者

住所

氏名

生年月日

年　　月　　日

（あ　て　先）金　沢　市　長

住　所

受　注　者

氏　名